

川崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費は職員への給料や諸手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料、報酬などの経費です。

区 分	住民基本台帳 人口	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)平成23年度 の人件費率
平成25年度	人 1,433,765	千円 579,458,416	千円 437,269	千円 94,172,309	% 16.3	% 16.8

(注1) 住民基本台帳人口は平成26年1月1日現在の人口です。

(注2) 人件費には事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

給与費は給料、職員手当及び期末手当・勤勉手当などの総額から退職手当を除いたものです。

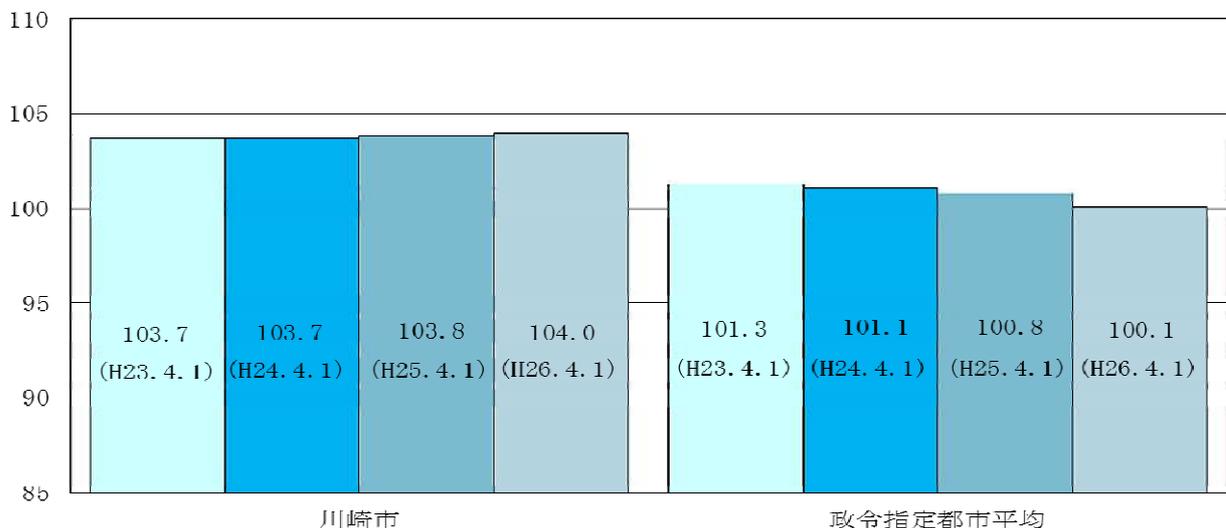
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	人 10,013	千円 38,002,489	千円 13,630,901	千円 15,637,111	千円 67,270,501	千円 6,718	千円 6,619

(注1) 職員手当は、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、総務省が実施している「地方公務員給与実態調査」に基づくもので、平成25年4月1日現在の普通会計関係職員数です。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注1) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算して指数です。

(注2) 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と職員構成が異なるため。

(4) 給与改定の状況

平成26年10月7日に川崎市人事委員会が川崎市長に対して行った職員の給与に関する報告の内容と、報告後の改定状況は次のとおりです。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成26年度	405,285円	404,093円	1,192円 (0.29%)	0.29%	0.29%	0.27%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成26年度	4.08月	3.95月	0.13月	0.15月	4.10月	4.10月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

本市は、国の総合的見直しに併せて、本市独自の課題について人事委員会において検討しており、検討結果を踏まえた今後の人事委員会勧告や他都市の状況も考慮しながら、対応方針を決定していきます。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

職員のうち代表的な職種の平均年齢、平均給料月額などの状況は次のとおりです。

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川崎市	41.0歳	330,442円	458,282円	397,294円
神奈川県	43.2歳	328,887円	436,477円	382,261円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
政令指定都市平均	42.3歳	328,318円	438,615円	386,312円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
川崎市	48.4歳	1,527人	333,709円	426,278円	392,875円	—	—	—	—
うち清掃職員	48.3歳	765人	335,832円	454,465円	400,446円	廃棄物処理業 従業員	44.7歳	288,100円	1.58
うち学校給食員	47.9歳	224人	320,908円	374,387円	368,230円	調理士	42.0歳	282,000円	1.33
うち用務員	49.1歳	299人	333,232円	398,267円	386,570円	用務員	54.3歳	199,300円	2.00
うち自動車運転手	48.4歳	108人	340,591円	431,215円	404,294円	自家用乗用 自動車運転手	54.4歳	239,400円	1.80
うち守衛	49.8歳	12人	345,592円	409,386円	399,203円	守衛	58.1歳	252,600円	1.62
神奈川県	54.6歳	359人	354,351円	421,984円	398,494円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
政令指定都市平均	47.8歳	1,337人	318,044円	400,295円	371,159円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川崎市	—	—	—
うち清掃職員	6,829,202円	3,939,100円	1.73
うち学校給食員	5,973,783円	3,700,100円	1.61
うち用務員	6,289,328円	2,747,000円	2.29
うち自動車運転手	6,773,784円	3,190,600円	2.12
うち守衛	6,505,732円	3,540,500円	1.84

※民間データは、「賃金構造基本統計調査報告」において公表されている神奈川県のデータを使用しています。（平成23～25年の3ケ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	47.7歳	406,894円	513,177円
神奈川県	45.5歳	369,876円	447,630円
政令指定都市平均	46.5歳	395,091円	481,751円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	38.2歳	305,514円	424,199円
政令指定都市平均	40.0歳	310,584円	428,315円

(注1) 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の初任給の状況は次のとおりです。

区 分		川 崎 市	国
一般行政職	大学卒	201,152円	192,864円
	高校卒	161,840円	156,912円
技能労務職	技 能	153,664円	—
	業 務	148,736円	—
高等学校教育職	大学卒	227,136円	—
	高校卒	179,312円	—
消 防 職	大学卒	218,624円	—
	高校卒	175,168円	—

(注1) 川崎市及び国の初任給等は、給料(俸給)と地域手当の合計額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,055円	321,593円	368,780円
	高校卒	225,400円	267,781円	327,635円
技能労務職	高校卒	—	255,925円	302,485円
	中学卒	—	224,000円	262,385円
高等学校教育職	大学卒	330,793円	382,408円	424,486円
	高校卒	—	323,336円	374,088円
消 防 職	大学卒	284,143円	340,625円	376,120円
	高校卒	240,078円	307,840円	354,922円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

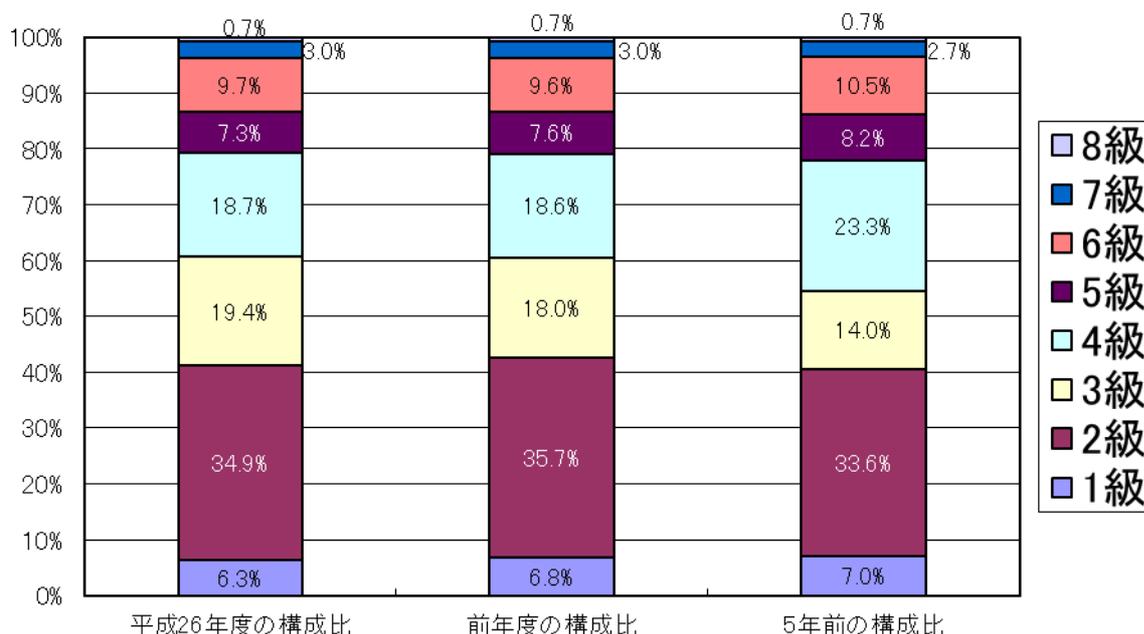
職員の給料はそれぞれの職種に応じた給料表によって決められています。また、給料表には職務内容や責任の度合いに応じた級と号給が設けられています。一般行政職を例に職員の級別の構成を示すと、次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	職員	306人	6.3%	137,700円	247,300円
2級	高度職員	1,702人	34.9%	152,600円	339,700円
3級	主任	951人	17.4%	231,400円	397,300円
4級	係長	911人	18.7%	262,200円	422,600円
5級	課長補佐	357人	7.3%	312,200円	450,600円
6級	課長	472人	9.7%	351,800円	475,000円
7級	部長	145人	3.0%	384,600円	511,500円
8級	局長	36人	0.7%	423,100円	561,500円

(注1) 川崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

(注3) 一般行政職とは、行政職給料表（1）適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたものです。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間として、全職員（一部の派遣職員等を除く。）に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。この評価結果を、管理職から段階的に、昇給へ反映させることとしました。平成26年度の評価結果は、平成27年度の昇給（昇給日は4月1日）に反映されます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は民間企業のボーナスに相当するものです。期末手当は職員の在職期間に応じて、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。平成25年度の支給割合などの状況は次のとおりです。

川崎市		国	
1人当たり平均支給額（平成25年度）		—	
1,623,623円			
（平成25年度支給割合）		（平成25年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
（1.45月分）	（0.65月分）	（1.45月分）	（0.65月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額 		職制上の段階、職務の級等による加算措置 <ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% 	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）1人当たり平均支給額は、普通会計関係職員に支給された平均額です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間として、全職員（一部の派遣職員等を除く。）に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。

平成25年度の評価結果に基づき、成績率を適用し、平成26年度勤勉手当に反映させています。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

退職手当は、退職時に支給される一時金で、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて算出します。支給率などの状況は次のとおりです。

区 分	川崎市		国		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・応募認定	
支給率	勤続20年	21.15月	29.25月	21.62月	27.025月
	勤続25年	31.05月	40.3月	30.82月	36.57月
	勤続35年	43.75月	52.44月	43.7月	52.44月
	最高限度額	52.44月	52.44月	52.44月	52.44月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額	平成25年度 2,338万円		—		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員（公営企業職員を除く）に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。川崎市域に勤務する川崎市職員の支給率は12%、川崎市域に勤務する国家公務員の支給率も同じく12%となっています。

支給実績（平成25年度決算）		4,948,616千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		521,071円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川崎市	12%	9,497人	12%

(注1) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して、その勤務の特殊性に応じて支給されるものです。制度の趣旨に合わない手当の見直しを今後も進めてまいります。

支給実績（平成25年度決算）	362,537千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	72,319円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	50.7%
手当の種類（手当数）	12種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	手当額
税務手当	ア	市税事務所に勤務する職員で市税の賦課に関する調査又は滞納者に係る市税の徴収を行うために出張し、当該業務に従事したもの（イ及びウに掲げる者を除く。）	362,537千円	従事した日1日につき150円
	イ	市税事務所納税課又は分室に勤務する職員で滞納者に係る市税の滞納処分を行うために出張し、当該業務に従事したもの（ウに掲げる者を除く。）		従事した日1日につき300円
	ウ	固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出に関する調査又は市税に係る不服申立てに関する調査を行うために出張し、当該調査の業務に従事した職員		従事した日1日につき300円
福祉業務等手当	(1)	ア		従事した日1日につき170円
		イ		従事した日1日につき170円
		ウ		従事した日1日につき170円
		エ		従事した日1日につき100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	手当額
	(2)	ア こども家庭センター南部児童相談課保護係又は中部児童相談所保護係に勤務する職員で児童の一時保護の業務に従事したもの イ 児童相談所に勤務する職員で児童の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの(ア及び(5)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき260円 従事した日1日につき130円
	(3)	ア 精神保健福祉センターに勤務する保健師及び看護師で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの イ 精神保健福祉センターに勤務する職員で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの(アに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき350円 従事した日1日につき130円
	(4)	ア わーくすに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの イ 障害者更生相談所に勤務する職員で知的障害者又は身体障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。) ウ 百合丘障害者センターに勤務する保健師及び看護師で障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの エ 百合丘障害者センターに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの(ウ及び(5)の項のアに掲げる者を除く。) オ めいぼうに勤務する職員で知的障害者又は身体障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。) カ 社会参加支援センター又は生活訓練支援センターに勤務する保健師及び看護師で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの キ 社会参加支援センター又は生活訓練支援センターに勤務する職員で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの(カに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき100円 従事した日1日につき100円 従事した日1日につき350円 従事した日1日につき130円 従事した日1日につき130円 従事した日1日につき350円 従事した日1日につき130円
	(5)	ア 総務局、市民・こども局、健康福祉局又は区役所に勤務する保健師、助産師及び看護師で社会福祉又は保健衛生の相談、指導等の業務に従事したもの((3)の項のア並びに(4)の項のウ及びカに掲げる		従事した日1日につき170円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	手当額
		者を除く。) イ 区役所の保健福祉センター又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険又は生活保護に関する相談又は指導の業務に従事したもの(アに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき130円
		ウ 区役所の区民サービス部保険年金課、保健福祉センター、支所又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で保健福祉又は保険年金に関する相談、指導等の業務(住民異動等に伴う各種届出書に係る受付及び証明の業務等を除く。)に従事したもの(ア及びイに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき100円
	(6)	健康福祉局又は区役所に勤務する職員で精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務に従事したもの		移送1件につき140円
夜間特殊業務手当	(1)	こども家庭センター南部児童相談課保護係又は中部児童相談所保護係に勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる児童の一時保護、入所者の介護等の業務に従事したもの		勤務1回につき3,000円
	(2)	処理センターに勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等に関わる緊急の対応の業務に従事したもの		勤務1回につき650円
	(3)	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる通信受付の業務に従事した消防吏員		勤務1回につき650円。ただし、深夜において行われる当該業務に係る勤務時間が2時間未満の場合は、520円とする。
動物管理業務手当		ア 夢見ヶ崎動物公園に勤務する職員で動物の飼育又は診療の業務(動物に直接接触する業務に限る。)に従事したもの		従事した日1日につき500円
		イ 動物愛護センターに勤務する職員で犬等の捕獲又は処分の業務に従事したもの		従事した日1日につき500円
		ウ 区役所保健福祉センターに勤務する職員で犬等の捕獲の業務に従事したもの		従事した日1日につき500円
生活環境業務等手当	(1)	ア 環境局の生活環境部、施設部又はこれらの部に属する事業所に勤務する職員で、廃棄物等に接触して行う業務に従事したもの(イからキまでに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき350円
		イ 生活環境事業所に勤務する職員で廃棄物の収集若		従事した日1日につき800円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	手当額
		しくは運搬の業務、し尿の下水道投入の業務又は廃棄物に接触して行う設備（浄化槽設備を除く。）の維持管理の業務に従事したもの		
		ウ 生活環境事業所に勤務する職員でし尿に接触して行う浄化槽設備の維持管理の業務に従事したもの（イに掲げる者を除く。）		従事した日1日につき550円
		エ 環境局処理計画課に勤務する職員で廃棄物に接触して行う毒物又は劇物を使用した理化学試験又は検査の業務に従事したもの		従事した日1日につき800円
		オ クリーンセンターに勤務する職員でし尿の下水道投入の業務、ごみの積替え若しくは運搬の業務又は廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの		従事した日1日につき800円
		カ 処理センターに勤務する職員で廃棄物の運搬若しくは焼却の業務、廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務又は資源物の選別処理の業務に従事したもの		従事した日1日につき800円
		キ 浮島埋立事業所に勤務する職員で廃棄物等の埋立ての業務又は廃棄物等に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの		従事した日1日につき800円
	(2)	クリーンセンター、処理センター又は浮島埋立事業所に勤務する職員で煙道又は貯留槽の清掃の業務に従事したもの		従事した日1日につき350円
	(3)	生活環境事業所、クリーンセンター又は処理センターに勤務する職員で犬等の死体の収容、運搬又は処理の業務に従事したもの		従事した日1日につき350円
用地等折衝業務手当	(1)	土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事した職員		従事した日1日につき140円
	(2)	ア 市有地（借地を含む。以下同じ。）を不法占拠し、当該市有地に建築物又は構築物を設置した者に対する除却若しくは撤去又はこれらの指導の業務に従事した職員 イ まちづくり局指導部に勤務する職員で違反建築物に係る是正の指導、命令等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したもの		従事した日1日につき140円
危険作業手当	(1)	農業技術支援センター、多摩川管理事務所又は区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で薬剤の散布の業務に従事したもの		従事した日1日につき300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	手当額
	(2)	健康安全研究所又は区役所保健福祉センターに勤務する職員で感染症の病原体により汚染された検体又は汚染された疑いがある検体の試験又は検査の業務に従事したもの		従事した日1日につき140円
	(3)	健康福祉局健康安全部又は区役所に勤務する職員で感染症の病原体により汚染された場所又は汚染された疑いがある場所における消毒の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき300円
	(4)	放射線を人体に対して照射する業務その他の放射線に被ばくするおそれがある業務に従事した職員		従事した日1日につき250円
	(5)	ア 地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事した職員 イ まちづくり局建築審査課に勤務する職員で昇降機の検査の業務に従事したもの(アに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき300円 従事した日1日につき300円
	(6)	常時船舶に乗船勤務する職員で港内の水面清掃の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき170円
	(7)	ア 区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持補修工事の業務に従事したもの((1)の項に規定する者及び(5)の項のアに掲げる者を除く。) イ 区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での樹木のせんていその他これに類する業務に従事したもの((1)の項に規定する者、(5)の項のアに掲げる者及び(7)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき210円 従事した日1日につき140円
	(8)	ア 環境総合研究所、健康安全研究所、中央卸売市場食品衛生検査所又は社会参加支援センターに勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したもの((2)の項に規定する者を除く。) イ 消防局予防課調査係に勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験、研究又は鑑識の業務に従事したもの		従事した日1日につき140円 従事した日1日につき140円
消防業務手当	(1)	火災等による災害の防御(以下「火災防御等」という。)のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員(ヘリコプター業務手当の支給を受ける者を除く。) ア 救助活動の業務に従事した救助隊員		出場時間が1時間を超える場合は、次に掲げる額にその超える時間1時間につき200円を加算した額とする。 出場1回につき850円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	手当額
		イ 火災防御等の用に供する大型自動車、中型自動車 (ポンプ自動車を除く。)又は大型特殊自動車の運 転又は操作の業務に従事した消防吏員 ウ 火災防御等の用に供する中型自動車(ポンプ自動 車に限る。)又は普通自動車の運転又は操作の業務 に従事した消防吏員 エ 消防艇の艇長及び機関長 オ 消防艇の乗組員(エに掲げる者を除く。) カ その他の消防吏員		出場1回につき850円 出場1回につき800円 出場1回につき850円 出場1回につき640円 出場1回につき500円
	(2)	救急のための出場の業務に従事した次に掲げる消 防吏員		出場1回につき510円
		ア 救急救命処置(救急救命士法(平成3年法律第36 号)第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める 救急救命処置をいう。)の業務に従事した救急救命 士		出場1回につき220円
		イ 救急自動車の運転又は操作の業務に従事した消防 吏員		出場1回につき170円
		ウ その他の消防吏員		業務1回につき340円
	(3)	潜水器具を着用して行う潜水の業務に従事した消 防吏員		調査1件につき120円
	(4)	火災の原因又は火災による損害の調査の業務に従 事した消防吏員		
ヘリコプター業務手当	(1)	ア ヘリコプターの操縦の業務に従事した消防吏員		(ア) 飛行時間3,000時間以 上の経験を有する者 従 事した日1日につき5,000 円 (イ) 飛行時間2,000時間以 上3,000時間未満の経験を 有する者 従事した日1 日につき4,500円 (ウ) 飛行時間1,000時間以 上2,000時間未満の経験を 有する者 従事した日1 日につき4,000円 (エ) 飛行時間500時間以上 1,000時間未満の経験を有 する者 従事した日1日 につき3,000円 (オ) 飛行時間500時間未満 の経験を有する者 従事

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	手当額
		イ ヘリコプターの整備の業務に従事した消防吏員		した日1日につき2,000円 (ア) 1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年以上の者 従事した日1日につき3,000円 (イ) 1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年未満の者 従事した日1日につき2,000円 (ウ) 2等航空整備士の資格を有する者 従事した日1日につき1,000円 (エ) その他の者 従事した日1日につき500円
	(2)	災害、訓練等のためにヘリコプターに搭乗して行う業務に従事した消防吏員		搭乗1時間につき1,300円
	(3)	飛行中のヘリコプターの機外において行う業務に従事した消防吏員		業務1回につき2,300円
国際緊急援助手当		国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動の業務に従事した職員		従事した日1日につき4,000円
災害応急作業等派遣手当		ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域(以下「災害発生地域」という。)に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務(本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。)に従事した職員(当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及びイに掲げる者を除く。)イ 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊を構成する人員として同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した職員(同項に規定する災害発生市町村及び当該災害発生市町村の属する都道府県から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。)		従事した日1日につき910円。ただし、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。 従事した日1日につき910円。ただし、消防法(昭和23年法律第186号)第23条の2第1項に規定する火災警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。
教員特殊業務手当	(1)	市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校(以下「市立高等学校等」という。)の管理下にお		従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内、

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	手当額
		<p>いて行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの (当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した市立高等学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手で職務の級が川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)の高等学校教育職給料表の3級、2級又は1級であるもの(以下「教諭等」という。)</p> <p>ア 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>イ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 生徒に対する緊急の補導の業務</p>		<p>当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>
	(2)	<p>修学旅行、林間学校、臨海学校等(市立高等学校等が計画し、及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒を引率して行う指導の業務(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した教諭等</p>		<p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>
	(3)	<p>対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは給与条例第10条第1項に規定する休日等に行うもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した教諭等</p>		<p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>
	(4)	<p>市立高等学校等の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒に対する指導の業務(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した教諭等</p>		<p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>
	(5)	<p>入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した教諭等</p>		<p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合や同一の週を超えて週休日を振り替えた場合に、その勤務時間に応じて支給されるものです。

支給実績（平成25年度決算）	3,558,124千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	407,108円
支給実績（平成24年度決算）	3,286,638千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	369,244円

(注1) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度（平成24年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

その他の手当の種類や支給実績などの状況は、次のとおりです。

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
初任給 調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で人事委員会規則で定めるものに支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 (2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもの	(1)208,900円の範囲内 (2)100,100円の範囲内	異なる	支給額	42,465千円	1,633,269円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	異なる	支給額	1,085,589千円	254,594円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 10,600円 (経過措置 持家 5,000円)	異なる	支給要件 支給額	731,438千円	100,666円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 25 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 25 年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関を利用の場合 は 55,000 円を限度とし 運賃相当額。 自動車等を使用の場合 は距離に応じて 2,200 円～24,500 円 併用の場合は 55,000 円 を限度とし、両方を加 算した金額。 	異なる	支給要件 支給額	1,164,712 千円	131,979 円
単身赴任 手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。	基礎額 23,000 円 加算額 配偶者との住居との距離 が一定以上のものについ て 45,000 円の範囲内で加算	同じ	—	1,692 千円	564,000 円
休日勤務 手当	正規の勤務時間が休日 に当り、その休日にお いて、正規の勤務時間 中に勤務することを命 ぜられた職員に支給す る。	勤務 1 時間当たりの 給与額 ×100分の135×勤務時間	同じ	—	728,511 千円	216,432 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間とし て、午後 10 時～翌日 の午前 5 時まで勤務す る職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの 給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	100,408 千円	76,356 円
宿日直 手当	宿日直をした場合に支 給する。	<ul style="list-style-type: none"> 勤務 1 回につき 4,200 円（特殊な業務は 6,000 円） 5 時間以下の勤務は 2,100 円（特殊な業務は 3,000 円） 	異なる	支給額	3,933 千円	14,460 円
管理職 手当(国で は俸給の 特別調整 額)	管理又は監督の地位に ある者に支給する。	職位に応じて、 58,500円～138,200円	異なる	支給額	808,532 千円	1,118,302 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて6,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	異なる	支給額	6,223千円	48,617円
定時制 教育手当	定時制の課程を置く高等学校の教諭等に支給する。	34,000円 (管理職手当を受ける者は27,000円)	—	—	44,176千円	507,770円
産業教育 手当	工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う工業に関する科目を主として担任する教諭等に支給する。	定時制教育手当を支給される者 10,800円～22,800円 定時制教育手当を支給されない者 18,000円～38,000円	—	—	16,689千円	362,804円
教員特別 手当	高等学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。	高等学校教育職給料表の適用を受ける者 2,000円～8,000円 ※定時制手当を支給される者は上記金額の4分の3、 産業教育手当を支給される者は上記金額の4分の2	—	—	27,001円	77,589円
寒冷地 手当	寒冷地に11月～3月までの間、勤務する職員に支給する。	・世帯主（扶養有） 17,800円 ・世帯主（扶養無） 10,200円 ・その他 7,360円	同じ	—	255千円	51,000円
災害派遣 手当	国、他の市町村等から災害復旧等のために派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。	本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて日額 3,970円～6,620円	—	—	0千円	0円

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

5 特別職の報酬等の状況

(1) 報酬等及び期末手当（平成26年4月1日現在）

市長や議員などの特別職の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者などによる特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定めています。

市長及び副市長には給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には報酬及び期末手当が支給されます。

区 分	報酬（給料）月額	期末手当		備 考
		支給月数	支給額	
市 長	125 万円	2. 9 5 月 (平成 25 年度支給割合)	5,877,875 円	
副市長	99 万円	2. 9 5 月 (平成 25 年度支給割合)	4,655,277 円	
議 長	103 万円	2. 9 5 月 (平成 25 年度支給割合)	4,405,825 円	
副議長	92 万円	2. 9 5 月 (平成 25 年度支給割合)	3,935,300 円	
議 員	83 万円	2. 9 5 月 (平成 25 年度支給割合)	3,550,325 円	

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当のほかに、退職手当が支給されます。議長、副議長及び議員には退職手当は支給されません。

区 分	算定方式	1 期の手当額	支給時期
市 長	1,250,000 円×在職月数×60/100	36,000,000 円	任期ごとに支払う。
副市長	990,000 円×在職月数×43/100	20,433,600 円	任期ごとに支払う。

(注1) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(注2) 市長の退職手当は、現任期に限り不支給となっています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

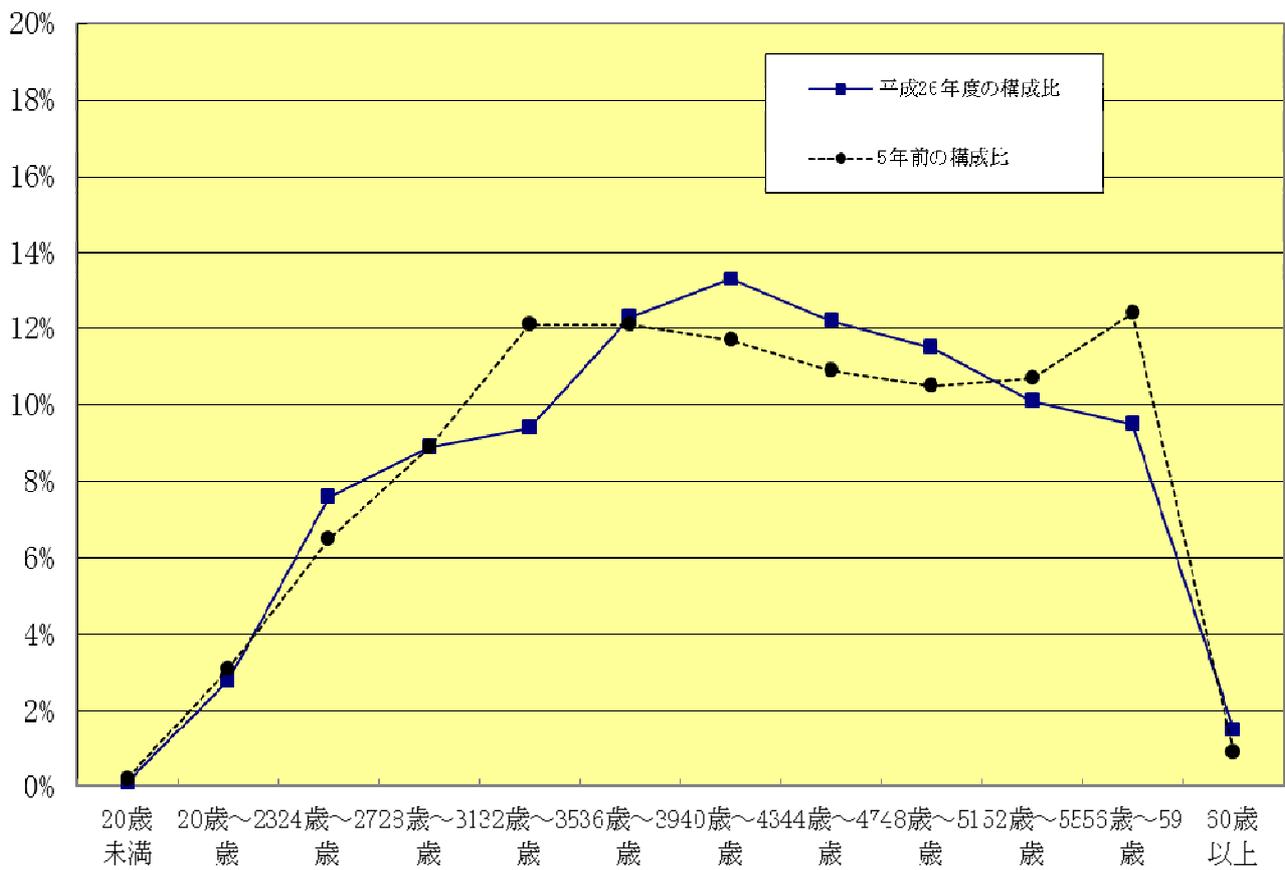
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	34人	34人	0人	新たな公立保育所業務への対応 保育園管理運営業務執行体制の見直し 保育所等支援業務等執行体制の見直し 保育園管理運営主体の変更 盲人図書館管理運営主体の変更 南部地域療育センター管理運営主体の変更 普通ごみ収集業務執行体制の見直し
		総務	1,273人	1,251人	▲22人	
		税務	457人	459人	2人	
		民生	2,258人	2,161人	▲97人	
		衛生	1,903人	1,861人	▲42人	
		労働	17人	16人	▲1人	
		農林水産	43人	41人	▲2人	
		商工	78人	79人	1人	
		土木	1,184人	1,192人	8人	
	計	7,247人	7,094人	▲153人	(参考:人口1万人当たり職員数 49.5人)	
	教育		1,335人	1,341人	6人	
	消防		1,432人	1,437人	5人	
	小計		10,014人	9,872人	▲142人	(参考:人口1万人当たり職員数 68.9人)
公営 企業 等 会計 部門	病院	1,294人	1,359人	65人	井田病院病棟完成に伴う診療体制の再構築	
	水道	587人	577人	▲10人		
	交通	520人	515人	▲5人		
	下水道	411人	415人	4人		
	その他	465人	461人	▲4人		
	小計	3,277人	3,327人	50人		
合計		13,291人 [13,554]	13,199人 [13,228]	▲92人 [▲326]	(参考:人口1人当たり職員数 92.1人)	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数です。

(注2) []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	16	376	1,015	1,180	1,253	1,636	1,766	1,615	1,529	1,348	1,267	198	13,199

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	7,569	7,504	7,462	7,371	7,247	7,094	▲475(▲6.3%)
教育	1,434	1,401	1,370	1,344	1,335	1,341	▲93(▲6.5%)
消防	1,438	1,425	1,466	1,453	1,432	1,437	▲1(▲0.1%)
普通会計合計	10,441	10,330	10,298	10,168	10,014	9,872	▲569(▲5.4%)
公営企業会計合計	3,352	3,348	3,328	3,317	3,277	3,327	▲25(▲0.7%)
総合計	13,793	13,678	13,626	13,485	13,291	13,199	▲594(▲4.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	30,823,442 千円	1,303,078 千円	4,910,453 千円	15.9%	14.4%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 614,321 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	586人	2,289,653 千円	891,440 千円	935,974 千円	4,117,067 千円	7,026 千円	6,755 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.2歳	392,736円	610,326円
政令指定都市平均 (水道事業)	44.9歳	366,274円	550,452円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額 (平成25年度)		1人当たり平均支給額 (平成25年度)	
1,597,225円		1,623,623円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算	5~20%	・役職加算	5~20%
・管理職加算	管理職手当の月額	・管理職加算	管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

区 分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21.15月	29.25月	21.15月	29.25月
	勤続25年	31.05月	40.3月	31.05月	40.3月
	勤続35年	43.75月	52.44月	43.75月	52.44月
	最高限度額	52.44月	52.44月	52.44月	52.44月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成25年度 2,525万円		平成25年度 2,338万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		298,140千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		508,772円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	586人	12%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給総額（平成25年度決算）		20,402千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		69,869円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		46.6%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
作業手当	給水装置センター給水管理係、北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員が当該業務に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。）。		7,734千円	従事した日1日につき 甲額 330円
	1 水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員又は浄水場浄水係員が当該業務に従事したとき。 2 水道水質課の職員が水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 給水装置センター給水管理係、北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員並びに下水道部の職員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。）。		3,122千円	従事した日1日につき 乙額 280円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	給水装置センター給水管理係、及び北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。		4,422千円	従事した日1日につき 丙額 990円 (土木職の職員については660円)
交替勤務手当	配水工事事務所、水運用センター及び浄水場の交替制勤務職員		3,479千円	夜勤1回につき 950円
滞納整理手当	滞納整理のため出張し業務に従事したとき。		1,645千円	従事した日1日につき 800円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	267,656千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	478,812円
支給実績（平成24年度決算）	292,292千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	472,964円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度（平成24年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ	—	92,151千円	267,103円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 10,600円 (経過措置 持家 5,000円) 	同じ	—	43,356千円	92,641円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ	—	65,250千円	119,286円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌	勤務1時間当たりの給与額	同じ	—	15,305千円	191,316円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
	日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	×100分の25 ×勤務時間（実働時間）				
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた77,300円～116,700円	同じ	—	26,643 千円	951,533 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	6,495,492 千円	948,486 千円	830,442 千円	12.8%	11.6%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 57,078 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	96 人	380,120 千円	132,268 千円	150,726 千円	663,114 千円	6,907 千円	6,728 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	47.3歳	394,528円	604,788円
政令指定都市平均 (工業用水道事業)	45.3歳	369,337円	554,646円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,570,066円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,623,623円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

区 分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21.15月	29.25月	21.15月	29.25月
	勤続25年	31.05月	40.3月	31.05月	40.3月
	勤続35年	43.75月	52.44月	43.75月	52.44月
	最高限度額	52.44月	52.44月	52.44月	52.44月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成25年度 2,477万円		平成25年度 2,338万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		49,092千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		511,379円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	96人	12%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給総額（平成25年度決算）		3,703千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		75,576円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		51.0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
作業手当	配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員が当該業務に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。）。		219千円	従事した日1日につき 甲額 330円
	1 水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員又は浄水場浄水係員が当該業務に従事したとき。 2 水道水質課の職員が水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員並びに下水道部の職員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。）。		2,056千円	従事した日1日につき 乙額 280円
	配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。		101千円	従事した日1日につき 丙額 990円 （土木職の職員については660円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
交替勤務手当	配水工事事務所、水運用センター及び浄水場の交替制勤務職員		1,327千円	夜勤1回につき 950円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	29,666千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	329,621円
支給実績(平成24年度決算)	37,727千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	381,082円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度(平成24年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	10,922千円	237,433円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 10,600円 (経過措置 持家 5,000円)	同じ	—	6,204千円	92,600円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円~24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	11,115千円	124,886円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時~翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間(実働時間)	同じ	—	6,050千円	252,096円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた77,300円~116,700円	同じ	—	4,693千円	938,676円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	34,979,176 千円	2,163,659 千円	2,956,625 千円	8.5%	7.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 690,640 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	404 人	1,542,788 千円	602,658 千円	624,103 千円	2,769,549 千円	6,855 千円	6,775 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	43.7歳	376,846円	576,922円
政令指定都市平均（下水道事業）	45.0歳	371,541円	563,538円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,544,810円	1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,623,623円
（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45月分）（0.65月分）	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45月分）（0.65月分）
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額	（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

区 分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21.15月	29.25月	21.15月	29.25月
	勤続25年	31.05月	40.3月	31.05月	40.3月
	勤続35年	43.75月	52.44月	43.75月	52.44月
	最高限度額	52.44月	52.44月	52.44月	52.44月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成25年度 2,502万円		平成25年度 2,338万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		201,229千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		498,091円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	404人	12%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給総額（平成25年度決算）		20,027千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		103,767円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		47.8%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
夜間特殊業務手当	水処理センター（麻生水処理センターを除く。）の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行なわれる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。		355千円	勤務1回につき 650円
用地等折衝業務手当	下水道部の職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。		0千円	従事した日1日につき 140円
汚泥処理業務等 手当	入江崎総合スラッジセンター設備系の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。		654千円	従事した日1日につき 甲額 750円
	下水道水質課の職員（工場廃水指導の業務に従事する職員を除く。）又は水処理センター、入江崎総合スラッジセンター管理係、下水道管理事務所若しくは下水道事務所管理課の職員が汚泥等に接触してその処理を行なう業務又は毒物若しくは劇物を使用した理化学試験若しくは検査の業務に従事したとき。		18,997千円	従事した日1日につき 乙額 500円
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定な箇所において行なう業務に従事したとき。		21千円	従事した日1日につき 甲額 300円

	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき（同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となるときを除く。）。	23千円	従事した日1日につき乙額140円
--	-------------------------------------------------------------------------------	------	------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	135,064千円
職員1人あたり平均支給年額（平成25年度決算）	359,212円
支給実績（平成24年度決算）	178,523千円
職員1人あたり平均支給年額（平成24年度決算）	430,175円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度（平成24年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成25年度決算）	支給職員1人あたり 平均支給年額 （平成25年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	52,178千円	246,122円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 10,600円 （経過措置 持家 5,000円）	同じ	—	28,285千円	93,660円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,200円～24,500円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	51,940千円	135,260円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	13,352千円	205,423円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた77,300円～116,700円	同じ	—	30,045千円	969,184円

(4) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	9,279,510 千円	▲394,703 千円	4,575,806 千円	49.3 %	45.5 %

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	530 人	2,019,631 千円	1,732,255 千円	823,920 千円	4,575,806 千円	8,634 千円	7,015 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	47.8歳	391,055円	519,777円
政令指定都市平均 (バス事業)	46.9歳	350,852円	585,035円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	49.1歳	382人	386,118円	513,215円	営業用バス運転手	47.8歳	472,300円	1.09
政令指定都市平均	47.2歳	442人	342,599円	576,282円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
川崎市	6,162,012円	5,667,900円	1.09

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。(平成23～25年の3ヶ年平均)

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当 (民間は年間賞与) 等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（平成25年度）		1人当たり平均支給額（平成25年度）	
1,566,001円		1,623,623円	
（平成25年度支給割合）		（平成25年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
（1.45月分）	（0.65月分）	（1.45月分）	（0.65月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

区分	自動車運送事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	21.15月	29.25月	21.15月	29.25月
	勤続25年	31.05月	40.3月	31.05月	40.3月
	勤続35年	43.75月	52.44月	43.75月	52.44月
	最高限度額	52.44月	52.44月	52.44月	52.44月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額	平成25年度 2,196万円		平成25年度 2,338万円		

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		265,103千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		500,195円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	530人	12%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給総額（平成25年度決算）		15,004千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		39,382円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		71.89%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給

			(平成25年度決算)	単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	15,307千円	10分につき25円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	891,534千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	1,682,139円
支給実績(平成24年度決算)	784,488千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	1,497,114円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度(平成24年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	125,827千円	199,674円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 10,600円 (経過措置 持家 5,000円)	同じ	—	44,626千円	84,200円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,200円~24,500円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	30,632千円	57,590円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時~翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間(実働時間)	同じ	—	21,358千円	40,298円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 77,300円~116,000円	同じ	—	17,192千円	1,011,314円

(5) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	30,498,822 千円	▲184,738 千円	11,525,034 千円	37.7 %	37.8 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 65,142 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	1,264人	4,483,484 千円	3,158,895 千円	1,796,107 千円	9,438,486 千円	7,467 千円	7,482 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日現在)

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	42.4歳	520,479円	1,546,731円
	看護師	35.6歳	308,815円	543,238円
	事務職員	41.7歳	394,786円	764,051円
政都令市指平定均	医師	44.4歳	545,445円	1,373,849円
	看護師	38.0歳	298,378円	492,241円
	事務職員	42.0歳	367,014円	602,825円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（平成25年度）		1人当たり平均支給額（平成25年度）	
1,363,540円		1,623,623円	
（平成25年度支給割合）		（平成25年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
（1.45月分）	（0.65月分）	（1.45月分）	（0.65月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 管理職手当の月額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

区 分		病院事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21.15月	29.25月	21.15月	29.25月
	勤続25年	31.05月	40.3月	31.05月	40.3月
	勤続35年	43.75月	52.44月	43.75月	52.44月
	最高限度額	52.44月	52.44月	52.44月	52.44月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成25年度 2,399万円		平成25年度 2,338万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		593,770千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		471,246円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%（医師以外）	1,170人	12%
	15%（医師、 歯科医師）	189人	

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給総額（平成25年度決算）		347,785千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		412,068円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		66.82%			
手当の種類（手当数）		5種類			
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医務等従事手当	(1)	病院に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)		347,785千円	月額8,000円
	(2)	病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員			月額2,000円
夜間看護手当		病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。		勤務1回につき 3,600円～7,200円
感染症病原体接触手当		医師	感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務		従事した日1日につき 140円 ただし、1回の勤務が2 暦日にわたる場合のうち 従事した日の勤務時間が 2時間未満のときは、 支給しない
		看護師	感染症病棟患者の看護業務		
		臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務		
		臨床工学技士	感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務		
		ハウスキーパー及び用務員	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
精神病患者等入院業務手当	精神病患者等の入院のための移送業務に従事する者	精神病患者等の入院のための移送業務		1件につき140円
放射線接触手当	放射線を人体に照射する業務等に従事する者	放射線を人体に照射する業務等		従事した日1日につき250円。 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	1,167,816千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	1,125,063円
支給実績 (平成24年度決算)	1,197,774千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	1,131,042円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度(平成24年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容 (支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	306,000円の範囲内	異なる	期間及び月額	549,961千円	3,089,666円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ	—	69,229千円	229,234円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 10,600円 (経過措置 持家 5,000円)	同じ	—	80,747千円	104,730円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	128,049千円	114,945円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	118,325千円	175,556円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務1回につき 6,000円 ・5時間以下の勤務は 3,000円	同じ	—	7,149千円	198,592円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 76,900円～145,100円	同じ	—	57,965千円	1,073,427円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて 8,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	同じ	—	0千円	0円